那須烏山市個人情報ファイル簿

作成年月日	令和５年　４月　１日
最終更新年月日	令和８年　４月　１日

実施機関の名称 （法第74条第１項第２号）	市長
担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第２号）	総合政策課　秘書政策グループ

1	個人情報ファイルの名称 （法第74条第１項第１号）	特別定額給付金システムファイル	
2	個人情報ファイル利用目的 （法第74条第１項第３号）	特別定額給付金に関する事務を行うにあたり、受給対象者の情報管理を行うため	
3	記録項目 （法第74条第１項第４号）	１受付番号、２氏名、３生年月日、４性別、５続柄、６現住所、７電話番号、８口座情報、９世帯員一覧、10住民基本台帳基本コード、11住民となった日、12住民となった事由、13住民でなくなった日、14住民でなくなった事由	
4	記録範囲 （法第74条第１項第４号）	基準日（令和２年４月27日）において、住民基本台帳に記録されている者	
5	記録情報の収集方法 （法第74条第１項第５号）	住民基本台帳システム	
6	要配慮個人情報の有無 （法第74条第１項第６号）	□　有　　■　無	
7	記録情報の経常的提供先 （法第74条第１項第７号）	□　有（　　）　■　無	
8	開示請求等を受理する 担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第９号）	（名　称）総合政策課　秘書政策グループ （所在地）那須烏山市中央１－１－１ （名　称）総務課　行政グループ （所在地）那須烏山市中央１－１－１	
9	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 （法第74条第１項第10号）	□　有（　　）　■　無	
10	個人情報ファイルの種別	■　電算処理ファイル 法第60条第２項第１号 電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル ■　有　　□　無 政令第21条第７項	□　マニュアル処理ファイル 法第60条第２項第２号
11	備　考	令和２年度事業完結	

・本市では、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は行っておりません。
・本市では、条例要配慮個人情報はありません。
・このファイル簿における法とは「個人情報の保護に関する法律」のことです。
・このファイル簿における政令とは「個人情報の保護に関する法律施行令」のことです。